

表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、当財団の定款第4条に基づき、スポーツの普及・振興に貢献のあった個人および団体を表彰し、もってスポーツの普及・振興を図ること目的とする。

(表彰名称)

第2条 本賞は、「ヤマハ発動機スポーツ振興財団スポーツチャレンジ賞」と称する。

(表彰対象者の決定)

第3条 表彰対象者は、スポーツ競技団体、大学、報道機関等からの推薦及び提供される候補者情報等から、別に定める選考視点等を勘案した審査委員会の審議を経て理事長が決定する。

2 前項に審査委員会の審議に関し、本賞分野に精通した有識者等を理事会において審査委員に選任することができる。

3 審査委員会の下に、対象者の功績及び業績等を調査する作業部会を設置することができるものとし、その運営は審査委員会において別に定めることとする。

(表彰)

第4条 表彰は、理事長名による賞状及び副賞を授与して行う。

(雑則)

第5条 この規程の実施について必要な事項は、審査委員会において定める。

(附 則)

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成18年11月20日

改正 平成21年4月27日

改正 令和4年5月30日